

東浦町中央図書館運営の基本目標及び収書方針

1 基本目標

- (1) 町民の幼児期から高齢期に至るライフ・サイクル全体にわたって、文化と創造性豊かな、自己啓発の場としての図書館であること。
- (2) コミュニティと、地域文化の発展に寄与する特色ある図書館であること。
- (3) 国際化・情報化社会にダイナミックに対応する図書館であること。

2 収書（東浦町中央図書館規則（平成3年教育委員会規則第1号）第8条に規定する「図書館資料」の収集をいう。以下同じ。）の方針

(1) 収書の原則

ア 本図書館の基本目標の実現達成を常に念頭において、収書を進めるものとする。

イ 収書に際しては、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会昭和54年改訂宣言）をふまえ、あらゆる思想、信条、学説、宗派、立場、趣味等に対して偏見なく、公平かつ自由な立場にたって収書するものとする。ただし、公序良俗に反するおそれのあるもの及び俗悪なもの等は、これを排除する。

ウ 一般図書館資料は、純学術的・専門的資料を除き、町民の要望・要求に適合し、かつ、地域性、文化度に沿ったものを収書するものとする。

エ 児童用図書館資料は、極力主題、内容及び表現の優れたものを収書するものとする。

(2) 収書上の重点分野

ア 町民の日常生活に役立つ一般教養、実用、入門、趣味、生きがい、レジャー、レクリエーション、スポーツ、健康、家庭（生活、環境、住まい、育児、医学、家族関係、料理、和・洋裁等）、消費者保護等の関係資料の充実に努める。

イ 町民の調査・研究及びレファレンス等の需用に広く応えられるよう、辞典、事典、辞書、統計情報資料、年鑑等参考資料の充実に努める。

ウ 時代の変化に対応して、視聴覚資料の充実に努める。

エ 郷土資料、地場産業関係資料等の充実に努める。

オ 本町出身の学者 久松潜一先生・久米常民先生の著作、分担執筆、監修、編著等の図書を極力収書するとともに、両先生の蔵書類・愛用遺品

等御遺族から寄託または寄贈を受けた資料を特別展示する。

また、その他の本町出身者、在住者、関係者の著書、芸術作品等や本町に関係のある図書等の収書にも十分配慮するものとする。

カ 以上のほか、教育文化、科学、芸術、自然環境、法律、時事、その他人間の尊厳を昂める分野の図書館資料の充実に努めるものとする。